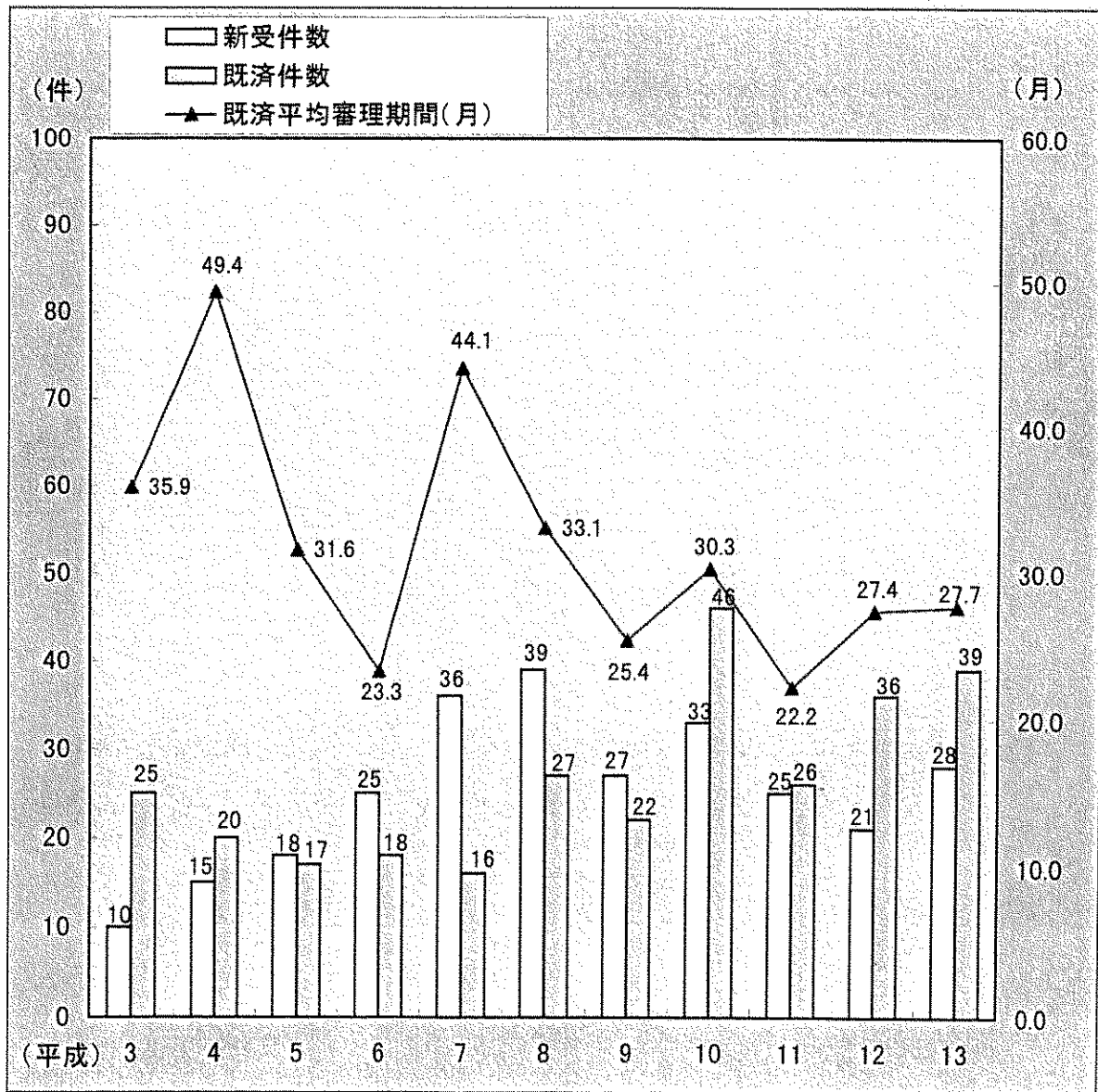


救済命令取消訴訟事件  
 新受・既済件数及び平均審理期間  
 (平成3年～13年)-全国地裁-

年度	新受件数	既済件数	既済事件平均審理期間(月)
平成3年	10	25	35.9
4年	15	20	49.4
5年	18	17	31.6
6年	25	18	23.3
7年	36	16	44.1
8年	39	27	33.1
9年	27	22	25.4
10年	33	46	30.3
11年	25	26	22.2
12年	21	36	27.4
13年	28	39	27.7

(注) 平成13年の数値は概数である。



## 救済命令取消訴訟事件 既済件数及び取消率 (平成3年～13年)－全国地裁－

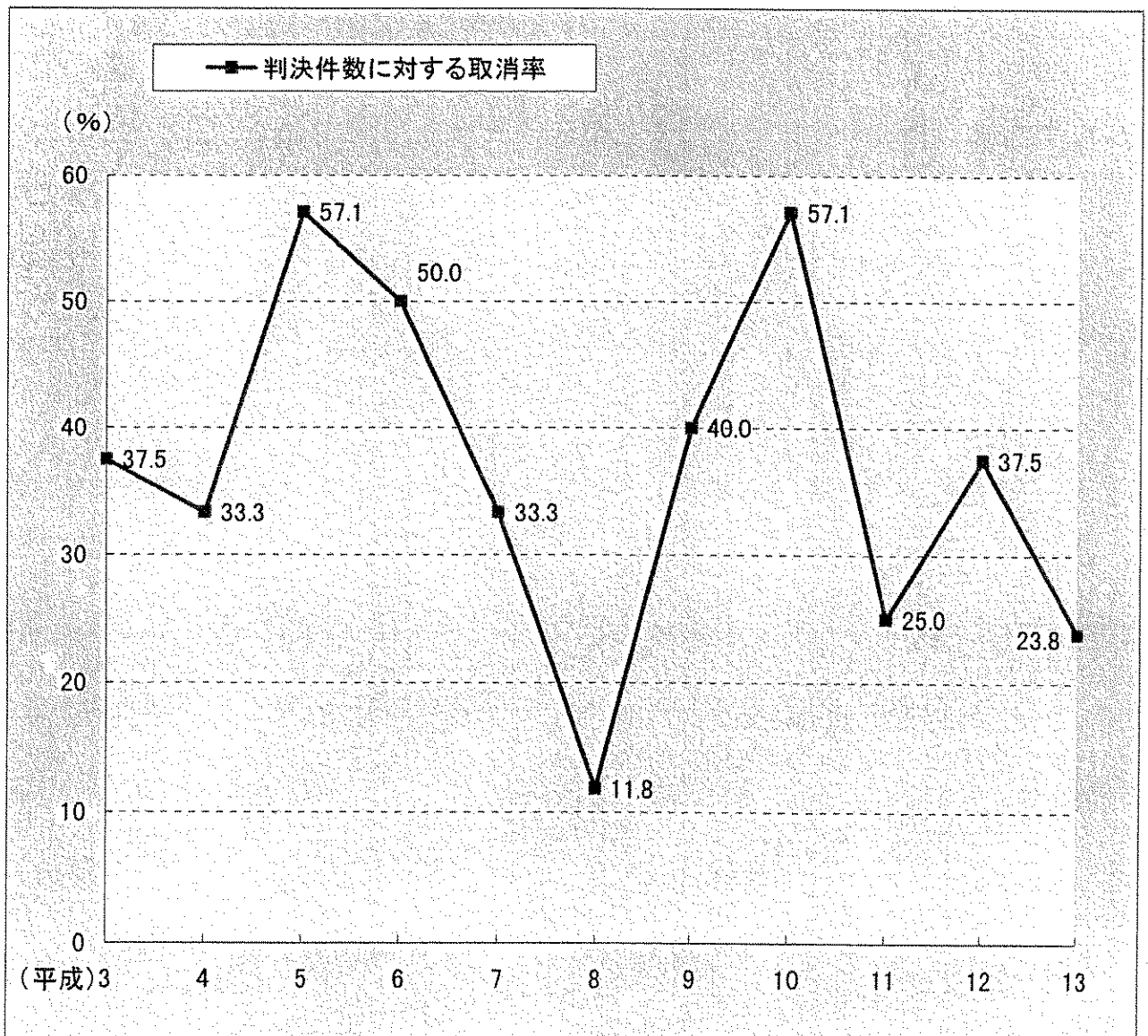
年度	既済件数	判決件数	うち		和解件数	取下件数	判決件数に 対する取消 率(%)
			取消件数	( )			
平成3年	25	8	3	(1)	5	12	37.5
4年	20	6	2	(0)	7	7	33.3
5年	17	7	4	(4)	4	6	57.1
6年	18	6	3	(1)	2	10	50.0
7年	16	12	4	(2)	0	3	33.3
8年	27	17	2	(1)	6	4	11.8
9年	22	10	4	(4)	7	5	40.0
10年	46	35	20	(5)	7	4	57.1
11年	26	12	3	(2)	6	8	25.0
12年	36	16	6	(3)	10	10	37.5
13年	39	21	5	(4)	16	2	23.8

(注) 1 平成13年の数値は概数である。

2 地労委、中労委で出された命令の取消訴訟に関するものである。

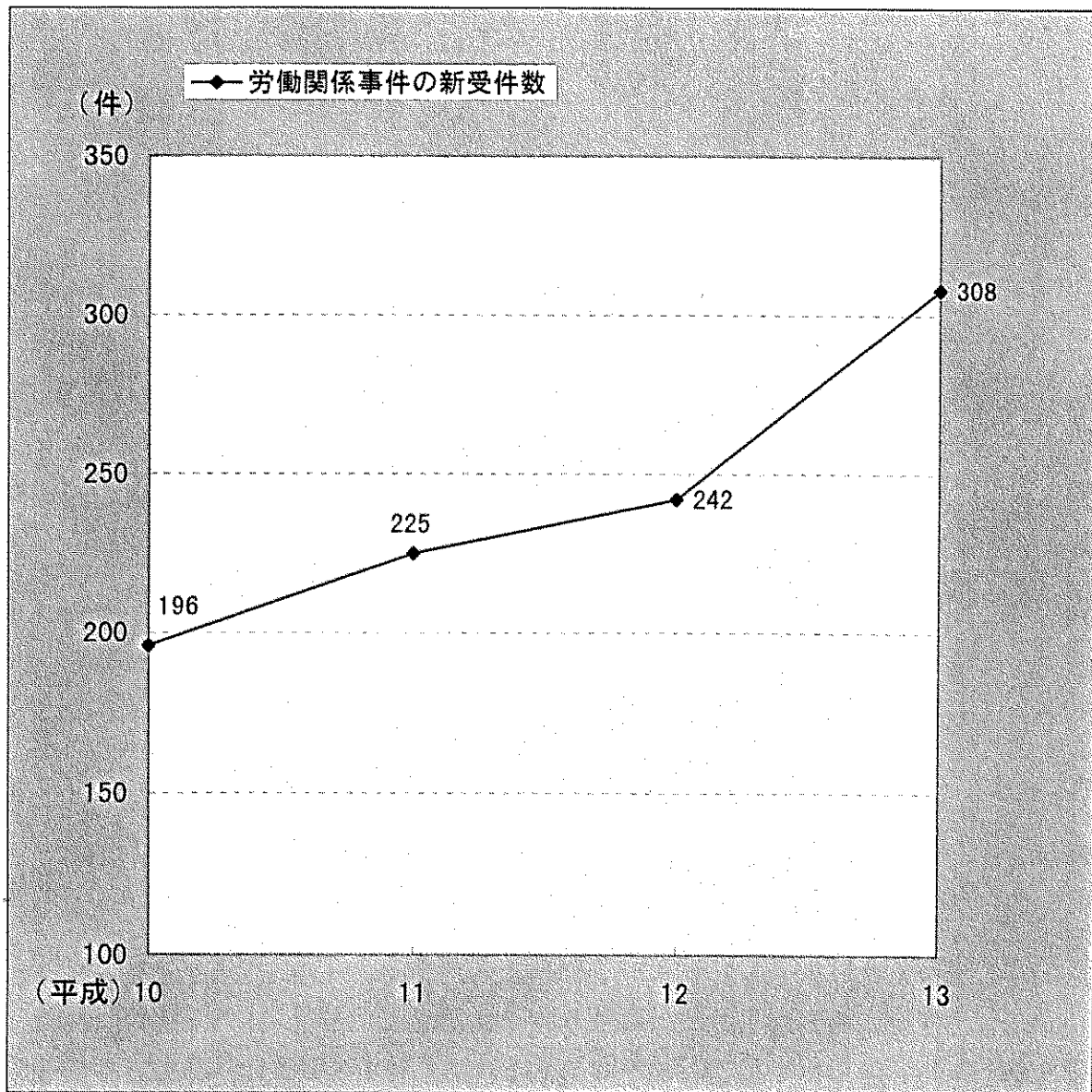
3 救済棄却・却下命令に対する取消訴訟を含む。

4 取消件数の( )内の数値は、一部取消の件数で内数である。



少額訴訟事件の新受件数  
(平成10年～13年)－東京簡裁－

年度	新受件数	うち労働関係事件	労働関係事件の割合 (%)
平成10年	1,472	196	13.3
11年	1,829	225	12.3
12年	1,826	242	13.3
13年	2,251	308	13.7



(注)1 平成13年の数値は概数である。

2 少額訴訟は、平成10年の改正民事訴訟法施行により導入された訴訟制度である。

少額訴訟は、訴額が30万円以下の金銭支払の請求を目的とする訴えについて、原則として、1回の口頭弁論で審理を完了し、直ちに判決が言い渡される。

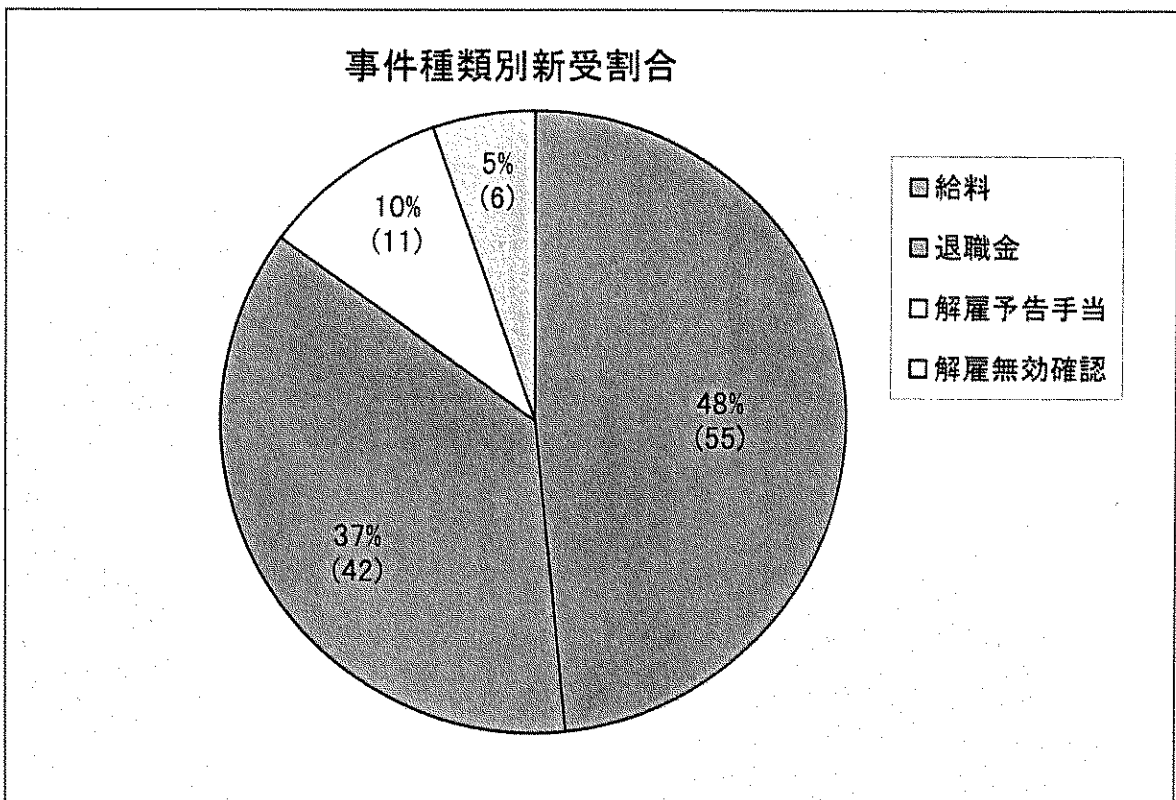
労働関係調停事件 新受件数及び処理結果  
 (平成12年度新受事件)－東京簡裁－

事件名	新受件数	調停成立	調停不成立	取下げ	17条決定	その他
給料	55	17	27	10	0	1
退職金	42	20	15	5	2	0
解雇予告手当	11	5	3	2	0	1
解雇無効確認	6	3	3	0	0	0
合計	114	45	48	17	2	2

(注)1 本表は、平成12年度に受理した事件を調査し、その終局結果を表したものである。

2 「17条決定」は、民事調停法17条に基づき、当事者の合意による成立の見込みがない場合であっても、裁判所が調停委員の意見を聴いた上、当事者の合意に代えて、当事者双方のために一切の事情を斟酌し、職権による決定で事件を解決した場合をいう。

3 給料には報酬及び賞与を含む。



(注) ( )内の数値は新受件数である。

労働関係仮処分事件  
 新受・既済件数及び平均審理期間  
 (平成3年～13年)-全国地裁-

年度	新受件数	既済件数	既済事件平均審理期間(月)
平成3年	392	377	4.9
4年	485	478	4.6
5年	642	588	3.7
6年	804	746	3.7
7年	696	753	4.2
8年	686	684	4.0
9年	705	698	4.4
10年	792	761	3.5
11年	815	853	3.7
12年	682	700	3.8
13年	708	707	3.7

(注) 1 平成13年の数値は概数である。  
 2 仮処分異議・取消事件を除く。

